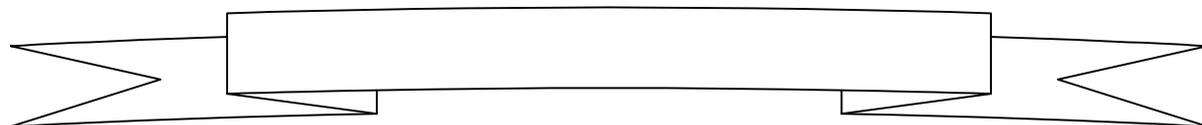


令和3年度

会計検査院

情報公開・個人情報保護審査会

年報



目 次

	頁
I 組織の概要	
1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	3
4 情報の提供について	6
II 令和3年度の運営状況	
1 審査会の開催実績	7
2 諮問事件の状況	8
3 答 申	9
・令和2年（情）諮問第1号〔答申（情）第69号〕	11
・令和2年（情）諮問第2号〔答申（情）第70号〕	44
・令和2年（情）諮問第3号〔答申（情）第71号〕	55
・令和3年（個）諮問第1号〔答申（個）第9号〕	63
III 資料編	
1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	68
2 審査請求、裁決及び訴訟の状況	76
3 委員の推移	82

I 組織の概要

1 設置と役割

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）は、次の①又は②について、行政不服審査法に基づき会計検査院長に審査請求がなされた場合に、会計検査院長からの諮問に応じその審査請求について調査審議するため、会計検査院に設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

- ① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*1)が行った行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）(*2)に基づいて会計検査院長(*1)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

審査会は、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。そして、会計検査院長は、この審査会の答申を踏まえて、審査請求についての裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審査に当たって、第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決が図られることを期待されています。

なお、一般の行政機関等については、総務省に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*1) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

(*2) 行政機関個人情報保護法は、令和4年4月1日に廃止となり、個人情報の保護に関する法律に統合されています。（当年報は、3年度末時点の法令等に基づき作成しています。）

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第7期審査会委員（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

(注) 1 会長の互選及び会長代理の指名：平成31年4月11日

2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定等に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定等に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような審査請求事件については、不開示等とされた行政文書又は保有個人情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、審査請求事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるかとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、審査請求人、参加人（審査請求に参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「審査請求人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ

たり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって審査請求人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（2）審査請求人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

審査請求人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の提出・写しの送付等

審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

審査請求人等から、意見書等の提出が行われた場合、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき以外は、当該意見書等の写しを他の審査請求人等に送付するものとされています（準用審査会設置法第13条第1項）。また、審査請求人等は、審査会に対し、他の審査請求人等が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条第2項）。これらは、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、意見書等の写しの送付をしたり、閲覧をさせたりする場合、審査会は、必要がないと認めるとき以外は、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとされています（準用審査会設置法第13条第3項）。

（3）指名委員による調査

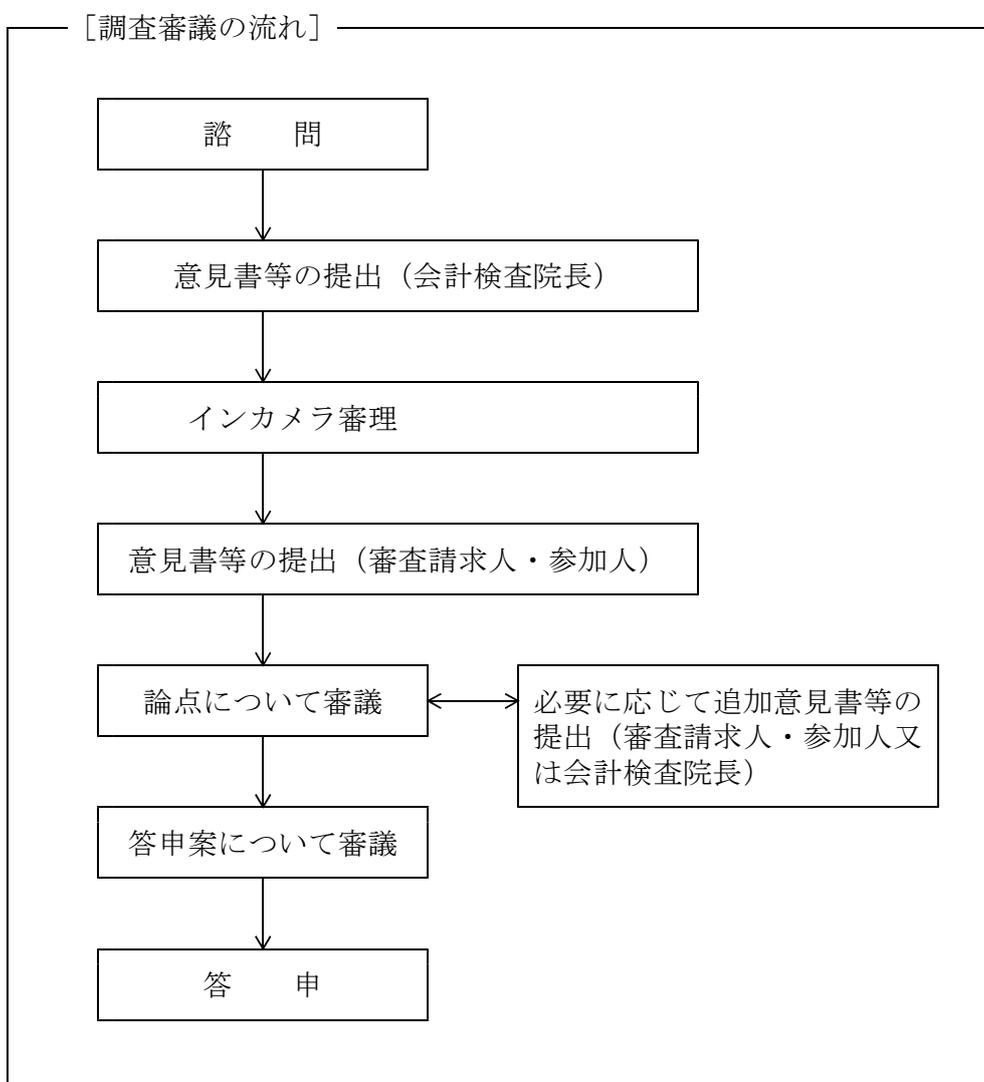
インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、

遠方に居住する審査請求人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできるようになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や審査請求人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公表内容	公表時期	公表方法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<https://www.jbaudit.go.jp/>

Ⅱ 令和3年度の運営状況

1 審査会の開催実績

令和3年度の開催回数は5回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第169回	令和3年 6月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（情）諮問第1号〔特許庁の情報システムに対する検査報告事項案に係る審議過程に関する文書及び国会想定問答の一部開示決定に関する件〕…審議 2 令和2年（情）諮問第3号〔会計検査院職員の懲戒処分に係る処分説明書（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の一部開示決定に関する件〕…諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
第170回	8月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報の議決 2 令和2年（情）諮問第1号…審議 3 令和2年（情）諮問第2号〔特定の内閣総理大臣主催行事に係る検査結果として保存されている文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件〕…審議 4 令和2年（情）諮問第3号…審議
第171回	11月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年（個）諮問第1号〔本人が特定日に会計検査院長宛てに提出した特定官署に係る文書等に記載された保有個人情報の不開示決定に関する件〕…諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 2 令和2年（情）諮問第1号…審議 3 令和2年（情）諮問第2号…審議 4 令和2年（情）諮問第3号…審議
第172回	令和4年 1月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（情）諮問第1号…審議 2 令和2年（情）諮問第2号…審議 3 令和2年（情）諮問第3号…審議 4 令和3年（個）諮問第1号…審議 5 令和2年度決算検査報告の概要について説明
第173回	3月7日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（情）諮問第1号…審議 2 令和2年（情）諮問第2号…審議 3 令和2年（情）諮問第3号…審議 4 令和3年（個）諮問第1号…審議

2 諮問事件の状況

令和3年度においては、情報公開関係1件が審査会に諮問されました。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係3件、個人情報保護関係1件と合わせた情報公開関係4件、個人情報保護関係1件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は、表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

諮問件数	3年度における 答申件数	答 申 区 分			3年度における 取下げ件数	3年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
4	3	0	0	3	0	1

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し3件を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

諮問件数	3年度における 答申件数	答 申 区 分			3年度における 取下げ件数	3年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
1	1	0	0	1	0	0

(注) 諮問件数1件は、前年度からの持ち越し分である。

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、審査請求に対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会は、令和3年度に、表3のとおり、情報公開関係3件、個人情報保護関係1件の答申を行いました。

各答申の内容は11頁以降のとおりとなっています。（各答申の掲載頁は表3参照）

表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和2 年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第69号	令和 2. 3. 16 4. 3. 9	特許庁の情報システムに対する検査報告事項案に係る審議過程に関する文書及び国会想定問答の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	11	令和 4. 3. 30	申立て 棄却 (答申 と同様)
令和2 年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第70号	2. 3. 27 4. 3. 9	特定の内閣総理大臣主催行事に係る検査結果として保存されている文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	44	4. 3. 30	申立て 棄却 (答申 と同様)
令和2 年 (情) 諮問 第3号	答申 (情) 第71号	2. 6. 11 4. 3. 9	会計検査院職員の懲戒処分に係る処分説明書（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	55	4. 3. 30	申立て 棄却 (答申 と同様)

〈個人情報保護関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和 3年 (個) 諮問 第1号	答申 (個) 第9号	3. 3. 30 4. 3. 9	本人が特定日に会計検査 院長宛てに提出した特定 官署に係る文書等に記載 された保有個人情報の不 開示決定に関する件	諮問庁の 判断は 妥当	63	4. 3. 30	申立て 棄却 (答申 と同様)

諮問番号：令和２年（情）諮問第１号

事件名：特許庁の情報システムに対する検査報告事項案に係る審議過程に関する文書及び国会想定問答の一部開示決定に関する件

諮問日：令和 ２年 ３月 16日

答申番号：答申（情）第 69号

答申日：令和 ４年 ３月 ９日

答申書

第 1 審査会の結論

「平成 9 年度から 30 年度までの間における特許庁独自の情報システム固有の問題に係る会計検査院の指摘事項（審議の過程で検査報告掲記事項とならなかった案件を含む）に係る検査報告事項案の審議過程が記録された文書（局検査報告委員会、検査報告調整委員会及び検査官会議における議事録（いずれも会議開催年月日及び出席者が分かるもの））及び上記の指摘事項のうち検査報告掲記事項の国会想定問答」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書から、現検査年次に係る文書を除いた文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和元年 7 月 31 日付け 10 普第 106 号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

本件開示請求の一部を不開示とした決定及び不開示理由は、不当かつ違法である。平成 9 年度から 30 年度まで特許庁情報システムに関する基本的事項として、9 年頃の元特許庁長官による国有財産たる特許庁保有データからパトリスデータを抜き出し、当該パトリスデータ（当時の譲渡価額約 20 億円）を民営化するという国有財産の無断譲渡という財

産犯罪が存在している。これを隠蔽する目的で特許庁システム化が開始されている。したがって、パトリス民営化やこれを隠蔽するためのシステム化は全て明確な財産犯罪であるので、これらに関する犯罪解明のためにも上記不開示部分は、公益上の理由により開示されなければならないものである（情報公開法第7条）。

ア 情報公開請求による開示資料等により判明したパトリス民営化の具体的経緯

9年～10年頃、元特許庁長官と特定法人A理事長間でパトリス民営化に関する契約を締結する。10年3月、元特許庁長官が「特許庁データ販売事業の許可要領」を制定し、いわゆる整理標準化データ施策を始める。整理標準化データの対象となる特許庁データには、5年以前の電子データ、すなわち、行政財産たる国有財産であるパトリスデータは含まれていないが、パトリスデータも特許庁データと同様に特許庁保有データである。

そして、特許庁データを対象として整理標準化データ提供施策（10年4月）及び特許電子図書館（IPDL）（11年3月）が開始され、パトリスデータを対象として民営化がなされ特定会社Bに譲渡された（13年4月）。パトリスが特定会社Bに譲渡されるまでは、特許庁が特定法人Aに特許庁保有データを無償貸与し、特定法人Aが特許庁保有データ全てを占有していたが、当該譲渡により、特定法人Aからパトリスデータが切り離され、特定法人Aは特許庁データのみを占有することになった。

イ 情報公開請求による開示資料等により判明したパトリス民営化後の具体的経緯等

16年10月、特許庁は、「特許庁業務・システム最適化計画」を策定。同月、IPDLが特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管。18年12月、特許庁は、特定会社Cと「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の請負契約を締結。21年7月、特定会社Bが東京地裁に民事再生法に基づく再生手続を申し立て、手続開始が決定。22年4月に経済産業省が公表した「経済産業省所管独立行政法人の改革について」や、22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」によると、同年においては、IPDL廃止の構想が存在していたようである。24年1月、特許庁は、特許庁情報システムに関する技術検証委員会の指摘を踏まえ、業務システム最適化に係る新事

務システムの開発を中断した。25年3月、特許庁は最適化計画改定版を公表し、IPDLについては基本方針を踏まえて対応するとされた。INPITは、「独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成25年度計画」等において、基本方針及び最適化計画改定版を踏まえ、IPDL事業の廃止後に出願人等のユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たな「産業財産権情報提供サービス事業（仮称）」の準備を進め、27年3月末に提供を開始するとした。26年1月、特定会社BがPATOLISの全てのサービスを終了。26年7月、特定会社Dが、清算中の旧特定会社Bからパトリスに関する商標権等を譲り受け、特定会社Dのサイバーパテントデスク2にパトリス資源を含めてサービス開始。27年3月、INPITがIPDLを廃止し、JPLATPATを実施。

ウ 整理標準化データ施策開始、IPDL開始、パトリス民営化及びシステム化失敗の特許庁情報システムに関する犯罪成立性について

(ア) 公式の発表内容

12年11月に開催された特定法人Aの評議員会及び理事会においてパトリスの所有権を特定法人Aから特定会社Bへ移転することを決議した。26年7月、特定会社Bの倒産に伴い、特定会社Dがパトリスに関するデータベースを譲り受けた。

(イ) 真相

審査請求人の特許庁長官への情報公開請求による開示資料等により、次の事実が判明している。

元特許庁長官と特定法人A理事長との間において、パトリスを特定法人Aから特定会社Bに譲渡する又はパトリスを国から特定法人Aに譲渡する等のパトリスの譲渡に関する契約を締結し、この契約によりパトリスの民営化が行われた。なお、特定法人A理事長は、元特許庁総務部長であり、元特許庁長官と特定法人A理事長とは、通産省入省の事務官キャリアの後輩・先輩の関係にある。すなわち、この元特許庁長官と特定法人A理事長間の契約当時、後輩の元特許庁長官が先輩の特定法人A理事長にパトリスを差し出したのである。つまり、事務官キャリア等の天下り先を確保するために、パトリスが売り飛ばされてしまったのである。

パトリスは、国策として開発されたもので、パトリスの所有権は国にあり、パトリスは国有財産であるにもかかわらず、特定法人A理事長は、パトリスの所有権は特定法人Aにあると詐称し、複数の

大企業から特定会社B設立及びパトリス譲受けのための出資金を集め、パトリスの占有を特定法人Aから特定会社Bに移した。26年7月に、特定会社Dがパトリスに関するデータベースを譲り受けた。

(ウ) 罪責に関する問題点

元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約により、特定法人A理事長が自己の占有する国有財産たるパトリスを特定会社Bに移したことになり、国有財産の無断譲渡に該当し、特定法人A理事長には業務上横領罪が成立する。特定法人A理事長は、パトリスの所有権は特定法人Aにあると詐称し、複数の大企業から出資金を集めているので、特定法人A理事長は、複数の大企業との関係で詐欺罪が成立する。

元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約、すなわち元特許庁長官と特定法人A理事長との間の共謀により、上記の業務上横領罪が遂行されたことになり、元特許庁長官には特定法人A理事長の犯罪の共謀共同正犯が成立する。元特許庁長官は、国有財産たるパトリスの無断譲渡により国に損害を与えているので、背任罪の構成要件に該当する。元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約により、すなわち公務員元特許庁長官は特許庁長官としての「職権を濫用して」、部下である特許技監、総務部長、総務課長等の特許庁職員に国有財産たるパトリスの無断譲渡に関する指示を与え実行させたので、元特許庁長官には職権濫用罪が成立する。この実行の際、元特許庁長官の部下である特許技監、総務部長、総務課長等の特許庁職員に「国有財産たるパトリスの無断譲渡に該当する。」旨の認識があった場合は、これらの特許庁職員に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯が成立しうる。

出資をした複数の大企業の知財担当者が、元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約や、パトリスの所有権は本来国にあることや、元特許庁長官と特定法人A理事長の犯意を知っていた場合は、複数の大企業の知財担当者に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯が成立しうるとともに、複数の大企業との関係で会社法上の特別背任罪が成立しうる。

特定会社Bの倒産に伴い、パトリスに関するデータベースを譲り受けた特定会社Dの知財担当者が、元特許庁長官と特定法人A理事長との間の契約や、パトリスの所有権は本来国にあることや、元特許庁長官と特定法人A理事長の犯意を知っていた場合は、特定会社

Dの知財担当者に元特許庁長官及び特定法人A理事長の犯罪の共犯並びに事後従犯たる盗品等有償譲受罪（刑法第256条第2項）が成立しうるとともに、特定会社Dとの関係で会社法上の特別背任罪が成立しうる。

16年策定の最適化施策の内容は、上記のパトリス民営化を物理的に隠蔽する目的でなされたものであるため、各関係者に背任罪等の財産犯罪や職権濫用罪が成立しうる。

パトリス民営化及びシステム化は、財産犯罪に該当することは明確であるため、会計検査院としても会計及び決算の正当性担保のためにも、不開示部分は開示されるべきである。種々の理由を挙げ、前記のとおり審査請求人が開示請求を行った文書について、不開示とすることは違法である。

すなわち、会計検査院は、税金の民主的統制を図るために設けられたもので、今回のようにほとんど全てを不開示とすることは、国民が特許特別会計に関し税金が適正に使用されているか否かを知ることができず、財政民主主義に反するものである。また、これらの文書は、本来、情報公開法第5条第1号イの規定により、本来公開することが予定されているものである。したがって、一部不開示とした部分は取り消されるべきものである。

さらに、税金の使途を明確する旨の公益的理由により開示されるべきである（情報公開法第7条）。

また、会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本開示決定では特定の1年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。これらの資料に関し、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしていきたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしていきたい。また、国立公文書館に移管した場合は、移管年月日を明確にしていきたい。

よって、本件開示請求について、情報公開法第9条第1項の規定に基づきなされた行政文書開示決定処分（10普第106号 令和元年7月31日）を取り消すとともに、不開示部分を開示し、さらなる行政文書を開示すべきである旨の決定を求める。

(2) 意見書

特許庁の保有する国有財産（行政財産）である特許庁保有データの—

部（パトリスデータ）をコピーして、当時の特定法人A理事長が業務上横領し、新たに特定会社Bの取締役社長としてパトリスのサービスを続行して提供し始めた。このパトリスデータは、平成26年に特定会社Dに譲渡されている。上記犯罪に特許庁最高幹部が主体的に関与する形で進められ、現在も犯罪続行中である。

上記パトリス民営化を隠蔽するために開始されたのが、16年からの特許庁最適化施策である。この施策は、従来他社製であった特許庁情報処理システムもパトリス検索システムも、ともに特定会社C製のシステムにすることにより、パトリス民営化に関する物理的痕跡を消滅させることを主要な狙いとしたものである。

29年夏頃ないし秋頃、審査請求人は、元特許庁長官が制定した特許庁データ販売許可要領における明確な犯罪遂行手段（特許庁保有データ＝特許庁データ＋パトリスデータ）を発見し、特許庁長官に対する情報公開法における行政不服審査法に基づく審査請求書でその存在を指摘し始める。

30年3月12日、特許庁が何の予告もなく突然、庁内DBとの共通化により5年以前のテキストデータ（パトリスデータ）をJPLATPATのDBに加える。

上記国家犯罪の悪質性により、本件不開示部分は全て、公益的理由により開示されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、平成31年4月15日付けで行われたものであり、これに対し、処分庁は、本件開示請求のうち、現検査年次に係る文書については、情報公開法第8条及び第5条第6号（イ及び柱書き）の規定に基づき不開示決定処分を行い、現検査年次に係る文書を除いたものについては、「開示・不開示に関する審査に時間を要することから、30日以内に開示決定等を行うことができないため」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が令和元年8月9日であることを通知した。

(2) 一部開示決定

その後、処分庁は、本件対象文書として、下記の①から③までの文書を特定した。

① 「第5局検査報告委員会審議記録（平成24年分）」（以下「文書

1」という。)

② 「検査官会議議事録（平成24年分）」（以下「文書2」という。）

③ 「平成23年度決算検査報告論点整理資料」（以下「文書3」という。）

そして、処分庁は、本件対象文書について、元年7月31日付けで、下記のア、イ及びウのとおり、一部開示決定を行った。

ア 文書1は、第5局検査報告委員会における特許庁の特定の検査報告事項案に係る審議における出席者等の姓、発言要旨等、その審理・判断に関する情報が記録されているところ、そこに記録された情報のうち、下記の(ア)及び(イ)については、後記3(1)及び(2)の理由により不開示とした。

(ア) 第5局検査報告委員会における特許庁の特定の検査報告事項案の取扱いに関する結論、案件番号、審議内容に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報1」という。）

(イ) 特許庁の特定の検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の一部の出席者、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓（以下「不開示情報2」という。）

イ 文書2は、検査官会議に付議された検査報告事項案の件名、議事結果、特許庁の特定の検査報告事項案について、検査官等の出席者が行った審議における発言要旨等、その審理・判断に関する情報が記録されているところ、そこに記録された情報のうち、検査官会議の審議における検査報告事項案の件名、議事結果、特許庁の特定の検査報告事項案に係る審議内容等に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報3」という。）については、後記3(3)の理由により不開示とした。

ウ 文書3は、特許庁の特定の検査報告掲記事項において国会議員からの質問が想定される事項について、会計検査院の答弁予定者が当該質問の趣旨に即した適切な答弁を行い、国会質疑の円滑な促進に資するなどのため、同院においてあらかじめ論点を整理し、想定された質問が行われた場合における同院側の答弁に必要と考えられる情報等を整理しておくなどの目的で作成する準備資料であるところ、そこに記録された情報のうち、想定問答に関する情報が記録された部分（以下「不開示情報4」という。）については、後記3(4)の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の一部開示決定を不服とし、元年11月5日付けで、本件審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、特許庁の特定の検査報告事項案について、その審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書である。

一般に、審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、審理・判断の過程又は国会答弁準備過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると同時に、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会

計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等あるいは国会答弁準備過程で作成又は取得された文書に含まれている検査報告等に掲記されていない検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する特許庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれや検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、よって、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保又は慎重な論点の検討に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。

よって、検査過程又は審理・判断の過程において、外部の不当な圧力・干渉等を排除し、厳正かつ効果的な会計検査の実施や公正・慎重な審

理・判断を確保する必要があることなどから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

このような未成熟な検査の結果等に関する情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、現在又は将来の同院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、審理・判断の過程における会議等の出席者のうち、会計検査院の規程等により会議等に出席することが明らかとなっている者以外の者の姓が公になった場合には、当該会議等に出席して特定の検査報告事項案等に携わった職員が明らかとなり、このような事実が広く一般に知られることとなった場合には、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果等に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、検査報告等に掲記した検査の結果等に係る国会答弁も、多方面に大きな影響を及ぼす場合があることから、答弁内容を公正・慎重に検討する必要がある。しかし、国会答弁準備過程の情報は、実際に国会質問を受ける前の段階において、あらかじめ幅広く論点を想定した上で、検査過程及び審理・判断の過程における情報を含め、必要と考えられる情報等を幅広く収集し整理するとともに、想定上の論点についての暫定的な考え方を整理するなどしたものであって、そのまま答弁に用いるなど公にされることが予定されているものではなく、会計検査院内部で検討中の論点に係る様々な検討内容に係る情報が含まれていることから、

このような同院の公式見解ではない未成熟な情報が公になった場合には、同院内部で検討中の論点に係る未成熟な検討内容が明らかとなり、当該論点に対する同院の考え方について無用な誤解や憶測を招くおそれがあり、その結果、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、実際に国会質問を受けた場合において行われる想定問答の作成作業において、同院内部での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 本件対象文書に記録された情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 不開示情報 1 の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書 1 は、特許庁の特定の検査事項に係る第 5 局検査報告委員会における審議記録である。そして、当該審議記録に記録された内容のうち不開示情報 1 は、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア 情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書 1 は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る第 5 局検査報告委員会における審議記録であり、不開示情報 1 は、同院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報が含まれることから、情報公開法第 5 条第 6 号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報 1 が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記 2 (1) のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号柱書き）がある。また、前記 2 (2) のとおり、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き））があり、よって、

会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。このほか、前記2(3)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、文書1は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る第5局検査報告委員会における審議記録であり、不開示情報1は、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、審理・判断の過程における審議内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(エ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、現在又は将来の会計検査院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

- (エ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報2の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書1は、前記のとおり、特許庁の特定の検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会における審議記録である。そして、当該審議記録に記録された内容のうち不開示情報2には、第5局検査報告委員会の一部の出席者、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓が記録されている。

そのため、不開示情報2は情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報及び情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部」における「審議、検討又は協議に関する情

報」に該当する。

そして、文書1で姓が開示されている者は、会計検査院法施行規則（昭和22年会計検査院規則第4号）第9条第4号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成21年6月8日会計検査院事務総長。以下「事務処理要領」という。）において局検査報告委員会の委員となることが官職を指定することにより定められているなどして、特定の検査報告事項案等に携わったことが明らかであることから姓を開示しているが、文書1で姓を不開示とした者は、局長が必要と認めた場合に、その指名により審議に携わることとなった者であり、当該職員が特定の検査報告事項案等に携わったことは明らかとなっていない。

当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、当該職員に対して、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があることから、当該情報は不開示情報に該当する。

(3) 不開示情報3の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書2は、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会議における議事録である。そして、当該議事録に記録された内容には、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書2は、審理・判断の過程のうち、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会議における議事録であることから、不開示情報3は、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報3が公になった場合には、前記3(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にす

るおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

前記のとおり、文書2は、特許庁の特定の検査事項に係る検査官会議における議事録であり、不開示情報3は、不開示情報1と同様に、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、審理・判断の過程における審議内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、このような情報が開示された場合には、前記3(1)イと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(4) 不開示情報4の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書3は、特許庁の特定の検査報告掲記事項に関し、将来、国会答弁を作成するなどの場合に備えた準備資料として、実際に国会質問を受ける前の段階である国会答弁準備過程において、当該事項についてあらかじめ幅広く論点を想定した上で、必要と考えられる情報等を幅広く収集し整理するとともに、想定上の論点についての暫定的な考え方を整理するなどして作成したものである。そして、当該準備資料には、特許庁の特定の検査事項に対する具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報、検査報告等に掲記されていない検査内容等に関する情報、暫定的な考え方等が記録されており、これらの情報は、あくまで実際の国会質問に備えて検討中の論点に係る様々な検討内容に係る情報である。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、国等の会計検査を担当する国の機関であり、不開示情報4は、同院が検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報が含まれることから、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報4が公になった場合には、具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報が明らかにされることにより、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。また、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程において、各種の検査資料の円滑な提出に著しい支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き))があり、よって、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があり、また、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号柱書き)がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第6号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(第6号柱書き)があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

文書3には、特許庁の特定の検査事項に係る具体的な検査内容等の検査上の秘密に属する情報、検査報告等に掲記されていない検査内容等に関する情報、想定上の論点についての暫定的な考え方等が記録されており、これらの情報は、あくまで実際の国会質問に備えて会計検査院内部において検討中の論点に係る様々な検討内容に係る情報である。そして、不開示情報4は、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、会計検査院内部における検討内容等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(ウ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第5号)があるほか、実際に国

会質問を受けた場合において行われる想定問答の作成作業において、会計検査院内部での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、検査過程又は国会答弁準備過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

ア 情報公開法第5条第1号イ該当性について

審査請求人は、本件対象文書は、「本来、情報公開法第5条第1号イの規定により、本来公開することが予定されているものである。」旨主張する。

会計検査院を含む各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、各行政機関の申合せ（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ））により、特段の支障の生ずるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、

情報公開法第5条第1号ただし書イが規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとなっている。

しかし、前記3(2)のとおり、不開示情報2が公になった場合には、当該職員に対して、外部から不当な圧力・干渉等が加えられることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、もって、会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

イ 情報公開法第7条該当性について

審査請求人は、「パトリス民営化やこれを隠蔽するためのシステム化は全て明確な財産犯罪であるので、これらに関する犯罪解明のためにも上記不開示部分は、公益上の理由により開示されなければならないものである（情報公開法7条）」、「税金の使途を明確する旨の公益的理由により開示されるべきである（情報公開法7条）」旨主張する。

しかし、前記3(1)から(4)までのとおり、不開示情報1から不開示情報4までが公になった場合には、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれがあり、情報公開法第7条の規定を適用して不開示情報1から不開示情報4までを開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められず、情報公開法第7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

ウ 本件対象文書の特定について

審査請求人は、「会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本開示決定では特定の1年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。」旨主張する。

しかし、特許庁の検査を所掌している課等において本件開示請求の対象である「平成9年度から30年度までの間における特許庁独自の情報システム固有の問題に係る会計検査院の指摘事項（審議の過程で検査報告掲記事項とならなかつた案件を含む）に係る検査報告事項案の審議過程が記録された文書（局検査報告委員会、検査報告調整委員会及び検査官会議における議事録（いずれも会議開催年月日及び出席者が分かるもの））及び上記の指摘事項のうち検査報告掲記事項の国会想定問答」のうち、現検査年次に係る文書を除いたものについて探

索及び特定を行ったところ、会計検査院では本件で処分庁が特定したもの以外の文書を作成・取得しておらず、保有していなかったことから、審査請求人による本件開示請求に当たり本件対象文書を特定した処分庁の判断は妥当と認められる。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 3月16日 諮問書の収受
- ② 同年 7月 7日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 8月 5日 審議
- ④ 同年10月 6日 審議
- ⑤ 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和3年 2月 1日 審査請求人から意見書を収受
- ⑦ 同年 3月 8日 審議
- ⑧ 同年 6月 3日 審議
- ⑨ 同年 8月23日 審議
- ⑩ 同年11月11日 審議
- ⑪ 令和4年 1月17日 審議
- ⑫ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、平成31年4月に行われた本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、令和元年7月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年11月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、2年3月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書のうち文書1は、平成24年に開催された特許庁の特定の

検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の審議記録、文書2は、同事項案に係る検査官会議の議事録、文書3は、平成23年度決算検査報告に掲記された特許庁の特定の検査報告事項について、国会議員から質問が想定される事項に関する論点を整理するなどした準備資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすためには、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 第5局検査報告委員会審議記録の不開示情報該当性（不開示情報1及び不開示情報2関係）

ア 局検査報告委員会審議記録の内容・性質

局検査報告委員会審議記録は、事務処理要領に基づき作成されることとなっており、「問題点及び審議結果」という項目名に続く部分において、特定の検査報告事項案等に関する局検査報告委員会における発言要旨等、すなわち、各会議における審議の中で問題となった点及びそれに関する出席者の意見等が原則として一問一答形式で具体的かつ詳細に記載されているほか、審議記録の冒頭部分等において、可決、不問、保留といった当該検査報告事項案等の取扱いに関する各会議の結論という審理・判断の内容が記録されたものである。

本件審議記録は、本件検査報告事項案に係る第5局検査報告委員会の審議の内容、同事項案の取扱いに関する結論が記録されているほか、審議記録の冒頭部分には、当該事項案の案件番号、提案課名、当該会議の名称、開催日、出席者等の当該会議の開催に関する事項等が記載されている。これらのうち、提案課名、会議の名称、開催日、事務処理要領において委員（委員長を含む。以下同じ）となる者としてあらかじめその官職が指定されている者（以下「指定委員」という。）等の肩書・姓等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報1の不開示情報該当性

(ア) 審議の内容及び検査報告事項案の取扱いに関する結論が記載された部分について

- a 前記3(2)のとおり、会計検査院では、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。局検査報告委員会も、その過程の一段階であり、同委員会がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、会議の出席者の自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

審議の内容等が記載された部分が公になると、会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。そして、これらの結果、会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、審議の内容等に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する第5局検査報告委員会の会議という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

- b 審議の内容等に記載されている情報は、局検査報告委員会段階の審議の内容等であって、それ以降の審理・判断の過程における慎重な審議及び最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件検査事項の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

前記3(4)のとおり、会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があるものと考えられる。

前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の

発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

よって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

さらに、審議の内容等においては、本件検査報告事項案の内容やその説明資料の内容が具体的かつ詳細に記載されているため、これらの情報からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が検査報告事項案等に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの審議の内容等に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

以上 a、b のことから、本件審議記録に記載されている審議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認めら

れる。

(イ) 案件番号が記載された部分について

案件番号は、会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案等の1件ごとに付されるものであり、当該検査報告事項案等を提案した局及び課を示す番号、当該課における提案順を示す番号及び当該検査報告事項案等が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す番号で構成されている。そして、これらの案件番号は、一体として、当該検査報告事項案等を特定するために使用されている。

本件検査報告事項案の案件番号からは、審理・判断の過程における局検査報告委員会時点において、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができる。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における各審議の結果により変更される場合があることから、指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における慎重な審議及び最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

これらの情報が公にされると、前記(ア) bと同様に、会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、案件番号に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 不開示情報2の不開示情報該当性

本件審議記録には、会議の開催に関する事項として、委員の職名又は姓及び職名が記載されている委員の出欠、覆審委員及び覆審幹事の姓並びに庶務委員及び庶務幹事の姓が記載されている。

これらのうち、委員については、事務処理要領において、指定委員

と、当該局内の課長、統括調査官等の中から局長の指名により事務総長が任命する者（以下「指名委員」という。）の2種類がある。そして、指名委員については、局長が必要と認めた場合に、その指名により委員会に出席して、検査報告事項案等の審議に当たることとされている。本件審議記録において、指定委員については、その職名のみ又は職名と姓が記載されるとともにそれらの出欠が記載されており、事務処理要領により、これらの者が本件検査報告事項案の審議に委員として携わっていることは明らかであることから、当該記載は既に本件一部開示決定で開示されている。また、指名委員については、その姓と委員という肩書が記載されており、当該肩書は既に本件一部開示決定で開示されている。一方、指名委員の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審議に委員として携わっている事実が新たに明らかになることとなる。そして、特定の検査報告事項案等の審議に委員として携わった職員が広く一般に知られることとなった場合には、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあることはもちろん、情報が流出しなかった場合でも、当該職員が、このような圧力・干渉を受けることを懸念して、翌年次以降の審議において指名委員等として自由かつ率直な討議を行うことなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

覆審委員及び覆審幹事については、事務処理要領によれば、覆審委員は当該局内の総括副長及び副長の中から、覆審幹事は当該局内の総括副長及び副長を除く調査官等の中から、それぞれ局長の指名により事務総長が任命するものである。そして、これらの覆審委員及び覆審幹事は、局長から送付されるなどした検査報告事項案等の審査又は調査に当たったり、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席して意見を述べたりすることとされている。したがって、覆審委員及び覆審幹事の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審理に覆審委員又は覆審幹事として携わっている事実が新たに明らかになる。そして、その結果、当該職員に対して外部から不当な圧力・干渉が加えられ、翌年次以降の検査報告事項案等の審議に支障が生ずる

おそれがあることについては、指名委員の場合と同様であると認められる。

庶務委員及び庶務幹事については、事務処理要領によれば、庶務委員は当該局の監理官付の総括副長又は副長である者の中から、庶務幹事は覆審幹事と同様に当該局内の総括副長及び副長を除く調査官等の中から、それぞれ局長の指名により事務総長が任命するものである。そして、これらの庶務委員及び庶務幹事は、会議の庶務を担当することとされている。このうち、庶務委員の姓については、監理官付の総括副長又は副長に該当する者は通常2名程度にすぎず、どの職員が庶務委員であるかは、相当程度特定されていることから、既に本件一部開示決定で開示されている。一方、庶務幹事の姓を開示した場合、特定の職員が本件検査報告事項案の審理に庶務幹事として携わっている事実が新たに明らかになることとなる。庶務幹事は、会議の庶務を担当するにとどまるとはいえ、当該検査報告事項案等が付議される委員会に出席し、その議事を記録する職務にあることから、審議の内容及びその結果等を詳細に知る立場にある。このため、当該職員に対して、当該審議の内容等に関する情報を得ようとするなどして、外部から不当な圧力・干渉が加えられるおそれがある。そして、この結果、審議の内容等に関する情報が外部に流出してしまった場合に翌年次以降の検査報告事項案等の審議における出席者の自由かつ率直な討議等に支障が生ずるおそれがある点については、指名委員、覆審委員及び覆審幹事の場合と同様であると認められる。

以上のことから、本件審議記録に記載されている出席者名等に関する記載のうち、指名委員、覆審委員、覆審幹事及び庶務幹事の姓に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する局検査報告委員会及びそれに先立って行われる同事項案の審査という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 検査官会議議事録の不開示情報該当性（不開示情報3関係）

ア 検査官会議議事録の内容・性質

検査官会議議事録は、検査官会議議案等整理規程（昭和36年1月30日会計検査院事務総局規程第1号）に基づき作成されることとな

っており、特定の検査報告事項案等を審議した検査官会議における各検査官の意見、検査官相互間の意見交換又は検査官と事務総局の出席者との間の質疑応答等の審議の内容が発言順に記載され、合わせて議事結果（可決等）という審理・判断の内容が記録されたものである。

本件検査官会議議事録は、本件検査事項案に係る審議の内容、議事結果が記録されているほか、議事録の冒頭には、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号、検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、案件番号、議事結果等が、また、各議事の冒頭部分には、指摘等の態様、案件番号、検査報告事項案等の件名、議事結果が記載されている。これらのうち、議事録の冒頭の検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報 3 の不開示情報該当性

(ア) 検査官会議における審議の内容及び各議事の冒頭にある議事結果が記載された部分について

検査官会議は、会計検査院の意思決定機関であって、検査執行機関である事務総局に対する指揮監督、検査の結果等に対する最終的な審理・判断を行う機関である。そして、検査官会議がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、会議の出席者の自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

審議の内容等が記載された部分が公になると、前記(1)イ(ア) a と同様に、会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、審議の内容等に関する情報は、本件検査報告事項案を審議する検査官会議という情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、審議の内容等に記載されている情報は、検査官会議の審議の内容等であって、最終的な検査官会議の議決を経ていない未成熟な情報である。

よって、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア) b と同様に、会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、受検庁との間における十

分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、これらの情報からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することなどができる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記(1)イ(ア)と同様に、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの審議の内容等に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

以上のことから、本件検査官会議議事録に記載されている審議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び同条第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案の件名等について

各議事の冒頭には、審議の対象となっている特定の検査報告事項案の件名、指摘等の態様、案件番号が記載されている。

件名は、検査報告事項案の検査官会議審議時の件名であって、同事項案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したものとなっており、審理・判断の過程において改変されることのあり得る未成熟な情報である。また、件名からは、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることから、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、指摘等の態様は、上記件名と同様に、審理・判断の過程において改変されることのあり得る情報であり、かつ、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを端的に読み取ることができることから、この情報が公になると、

前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、案件番号は、局検査報告委員会審議記録に記載されている案件番号と同一の記載であり、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 検査官会議議事録の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名等について

議事録の冒頭には、本件検査報告事案を含む審議の対象となっている複数の検査報告事項案等の件名が指摘等の態様、案件番号とともに記載されており、また、これらの議事結果がそれぞれ記載されている。

件名は、上記(イ)の各議事の冒頭に記載されている件名と同一の記載であり、この情報が公になると、上記(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、指摘等の態様と案件番号も、上記(イ)の各議事の冒頭に記載されている指摘等の態様と案件番号と同一の記載であり、これらの情報が公になると、上記(イ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、議事結果は、前記(ア)の議事録中の議事結果部分と同一の記載であり、この情報が公になると前記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められることから、情報公開法第5条第5号及び第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 平成23年度決算検査報告論点整理資料の不開示情報該当性（不開示情報4関係）

ア 検査報告論点整理資料の内容・性質

検査報告論点整理資料は、検査報告掲記事項に関して、国会議員から会計検査院に対して質問が行われることを想定して、当該質問に対する答弁案を速やかに作成できるようにするため、毎年度、同院の総務課が検査課等に作成を依頼して取りまとめている準備資料であり、検査報告掲記事項ごとに、その概要説明、想定問答等が記載されたものである。

本件検査報告論点整理資料には、平成23年度決算検査報告に掲記

された特許庁の特定の検査報告掲記事項に関して、国会議員に対する答弁案を作成することを前提として、同事項に関する詳細な説明事項のほか、検査課等の担当者が同事項の論点となり得る事項について、会計検査院として把握する必要があると判断した内容が記載されており、同事項に係る発見の端緒、不適切な事態が発生した原因分析、受検庁における今後の是正方策、対応方針のほか、同事項における指摘の是非や検査過程における問題点等が想定問答の形式で、冒頭の同事項の件名等に続いて記載されている。これらのうち、論点整理資料の冒頭に記載されている本件検査報告掲記事項の件名、担当課名、指摘等の態様、検査報告掲記ページ等は、既に本件一部開示決定で開示されている。

イ 不開示情報4の不開示情報該当性

本件検査報告論点整理資料のうち、想定問答に関する情報が記録された部分については、本件検査報告掲記事項に関する内容の詳細な説明事項のほか、同事項に係る発見の端緒、不適切な事態が発生した原因分析、受検庁における今後の是正方策、対応方針等が多面的かつ詳細に記載されている。

このため、当該年度における会計検査は既に終了しているものの、これらの情報からは、検査過程における本件検査報告掲記事項の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、審理・判断の過程における同事項の取りまとめ方等を端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、前記(1)イ(ア) bと同様に、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの想定問答に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

また、これらの想定問答に記載されている本件検査報告掲記事項に関する会計検査院の判断、受検庁の是正方策、対応方針のほか、同事

項における指摘の是非や検査過程における問題点等の情報には、受検庁との間で意見の交換等を行った事項、同院内部における検討内容等が含まれている。これらの情報は、事実関係の把握等が十分でない段階で取りまとめられた国会答弁案の作成の事前準備を行う過程における未成熟な情報であり、会計検査院が国会議員に対して実際に答弁を行う際には、別途、答弁案の内容の検討、決裁手続等を行うことから、その内容については、同院内部の国会答弁案の作成を行う過程において変更されることが想定され、同院内部の決裁手続を経る前段階の暫定的な情報であると認められる。

さらに、諮問庁は、これらの未成熟な情報が公になると、会計検査院が想定している検査報告掲記事項に関する論点に対する検討段階の見解が明らかとなり、同院に対する無用な誤解や憶測を招くおそれがあり、その結果、国会議員から実際に質問が行われた場合、同院内部での想定問答の作成作業において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、同院における想定問答の作成の事務の遂行に支障を来すおそれがあるなどと主張している。

これらの情報のうち、検査報告掲記事項における指摘の是非や検査過程における問題点等といった想定問答の内容が公になった場合、公表済みの検査報告掲記事項に対し無用な誤解や憶測を招くおそれがあることから、想定問答を作成する検査課等の担当者において、同事項における指摘の是非等について積極的に記載しなくなることによつて、本来幅広く想定問答を記載して迅速かつ的確に答弁案が作成できるようにするための準備資料としての意義を損なう可能性も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

したがって、これらの想定問答に関する情報は、情報公開法第5条第5号に規定する国の機関の内部における検討又は協議に関する情報に該当し、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件論点整理資料に記載されている想定問答に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件一部開示決定及び不開示理由は不当かつ違法であり、国有財産の無断譲渡という財産犯罪の解明のために、本件不開示部分は、

情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべきであると主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づき、答申することができるものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討したところ、前記4(1)から(3)までのとおり、本件不開示部分は、情報公開法第5条第5号及び第6号イに規定する不開示情報に該当するものであり、情報公開法第7条の規定を適用して本件不開示部分を開示することにより、これらの不利益を上回る利益があると判断できる公益上の必要性があるとは認められず、情報公開法第7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和２年（情）諮問第２号

事 件 名：特定の内閣総理大臣主催行事に係る検査結果として保存されている
文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮 問 日：令和　２年　３月２７日

答申番号：答申（情）第７０号

答 申 日：令和　４年　３月　９日

答申書

第１ 審査会の結論

特定の内閣総理大臣主催行事に関する平成２６検査年次から３１検査年次までの間における検査結果として保存されている文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和２年１月９日付け２０普第５号により行った不開示決定のうち本件対象文書に係る部分について、その取消しを求めるというものである。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、以下のとおりである。

(1) 審査請求書

本決定は日本国憲法が保障する国民の知る権利を排除している。

(2) 意見書

ア 本決定は法の求めを否定した理由であると認識され消化が困難である。

イ 更に国民の意見を集約すると大多数が「桜を見る会」の不透明な運営（予算消費を含む）とその後の政府対応に疑問を持っている。

処分庁に求められる公明で真摯な職務を逸脱し国民を愚弄差別化する不開示理由は不当である。

ウ 「桜を見る会」の出席者は国民各界各層から招待されておりその招待理由も不明であり目的を定めず開催された「桜を見る会」の費用を

調査した文書は未完成な公文書と判断し開示すべきである。以上、国民の声を参考とした意見書とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、元年12月9日付けで、特定の内閣総理大臣主催行事に関する平成25年度から30年度までの間における決算検査報告及び26検査年次から31検査年次までの間における検査結果として保存されている文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には、審査請求人が本件開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、本件開示請求のうち、特定の内閣総理大臣主催行事に関する25年度から30年度までの間における決算検査報告については、当該行政文書を作成しておらず、保有していないことから不開示とし、併せて、本件対象文書については、それが存在しているか否かを答えるだけで、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報（検査報告等において公表されている情報を除く。）を明らかにすることと同様になり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする不開示決定を行った。そして、処分庁が不開示とした理由は、後記2及び3のとおりである。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、令和2年1月27日付けで、上記不開示決定のうち本件対象文書に係る不開示決定（存否応答拒否。以下「本件不開示決定」という。）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求のうち本件対象文書に係る部分は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならぬと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和22年法律第73号）の趣旨（同法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決を経なければならぬとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を尽くすために慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含む。）を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率

直な意見の交換等を行う必要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の非公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的な検査の結果等に関する情報以外の情報（すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の現地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な現地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

上記2のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断の公正・慎重を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検

査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）であり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだけで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第8条）。

本件開示請求のうち本件対象文書に係る部分は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の結果に関する情報（特定の内閣総理大臣主催行事にかかる会計検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項についての検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求のうち本件対象文書に係る部分に対して、

対象文書の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件不開示決定は、情報公開法第8条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 3月27日 諮問書の收受
- ② 同年11月26日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和3年 3月 8日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑤ 同年 4月 7日 審査請求人代理人から意見書を收受
- ⑥ 同年 8月23日 審議
- ⑦ 同年11月11日 審議
- ⑧ 令和4年 1月17日 審議
- ⑨ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものである。処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条に基づき、本件不開示決定（存否応答拒否）を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の内閣総理大臣主催行事に関する平成26検査年次から31検査年次までの間における検査結果として保存されている文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関

する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではなく、これらのうち、受検庁に対して文書による質問を發し、当該事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要があると認められる場合には、当該検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に發遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記するなどの必要があると認められる場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告に掲記されるなどし、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求のうち本件対象文書に係る部分は、26検査年次から31検査年次までの間に、特定の内閣総理大臣主催行事に関して、会計検査院が何らかの検査を実施したとするならば、その検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記するなどのための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、特定の内閣総理大臣主催行事に関する事項が過去の検査報告に掲記されるなどしていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が特定の内閣総理大臣主催行事に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告に掲記されるなどし、正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告に掲記されるなどの必要があると認められ、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する

情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国

等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすためには、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告に掲記されるなどし、正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査

の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記3(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件対象文書に係る部分の本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和２年（情）諮問第３号

事件名：会計検査院職員の懲戒処分に係る処分説明書（平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日まで）の一部開示決定に関する件

諮問日：令和 ２年 ６月 １ 日

答申番号：答申（情）第 7 1 号

答申日：令和 ４年 ３月 ９日

答申書

第 1 審査会の結論

会計検査院職員の懲戒処分に係る文書（平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで）として特定された、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく懲戒処分に係る処分説明書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 2 年 3 月 6 日付け 20 普第 44 号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

個人を特定する情報に当たらないにもかかわらず文書の黒塗りが多く、会計検査院の開示姿勢は情報公開法第 1 条（目的）に反している。

国民が行政機関を管理監督指導しなければならない状況を広く国民と共有し、国家公務員による犯罪を撲滅することを目的とする。よって黒塗り部分の開示を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、人事院事務総局職員福祉局長に対し、令和 2 年 2 月 8 日付けで、「平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの全ての省庁の懲戒処分説明書（処分がなかった省庁分については不要）」

の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、人事院事務総局職員福祉局長は、各行政機関が作成した「処分説明書」を特定した上で、懲戒処分は各行政機関の任命権者において行うこととされており、実際に懲戒処分を行い処分説明書を作成・交付した各行政機関に移送することが適当であるとして、情報公開法第12条第1項の規定に基づき、2年2月14日付けで、各行政機関の長（会計検査院については処分庁）に事案を移送した。

(2) 一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書に記録された情報のうち、①「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」、「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称、俸給表・職務の級・号俸に関する情報及び②「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報、「処分の理由」欄に記録されている非違行為（国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）の行われた事実に関する情報の一部については、情報公開法第5条第1号本文が規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、また、同号ただし書イが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものではなく、その他同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、情報公開法第5条第1号本文の規定により、2年3月6日付けで不開示とした（以下、上記①及び②を合わせて「本件不開示部分」という。）。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定を不服とし、2年4月28日付けで審査請求を提起した。

2 本件対象文書の記載情報

国家公務員（職員）に対する懲戒処分は、職員が一定の義務違反を行った場合に、国が使用者として有する権限に基づき、その責任を確認し公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する行政上の制裁とされている。具体的には、懲戒権者が職員に対し、非違行為を行った場合に科す制裁であり、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている。

そして、職員に対して懲戒処分を行う場合においては、懲戒権者は、国家公務員法第89条第1項の規定により、当該職員に対し、当該処分の事由を記載した処分説明書を交付しなければならないとされている。処分説明書の記載事項は、「処分説明書の様式および記載事項等について」（昭和35年4月1日職職-354人事院事務総長発。以下「人事院様式」という。）において定められているところであり、具体的には、「1 処分者」欄には処分者の官職及び氏名を、「2 被処分者」欄には被処分者の所属部課、氏名（ふりがな）、官職並びに職務の級及び号俸を、「3 処分の内容」欄には処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法第85条による承認の日及び処分の理由を記載することとされている。

また、人事院様式によれば、処分の理由の欄には処分の理由を具体的かつ詳細に事実を挙げて記入することとされており、会計検査院においては、処分の理由の欄の標準的な記載について、非違行為を行った日時及び場所、非違行為を行うに至るまでの職員の言動、非違行為の具体的な内容、非違行為を受けた者の言動、非違行為に関与した第三者の言動等を明らかにした上で、根拠規定、処分理由及び処分の種類等を示すものとしている。

本件対象文書は、非違行為を行った会計検査院職員に対する戒告の懲戒処分の際に、国家公務員法の規定等に基づき当該職員に交付された処分説明書の写しである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性

ア 会計検査院における懲戒処分に関する情報の取扱い

懲戒処分は、上記2で述べたとおり、公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する制裁として行うものである。

このため、懲戒処分の被処分者においては、懲戒処分に関する情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常であると考えられるところである。

このような懲戒処分の性格からして、被処分者が行った非違行為の内容、処分者が行った懲戒処分の内容、執行状況等に関しては、その取扱いには細心の配慮がなされるべきものであり、会計検査院においても、これらに係る情報については、処分者、被処分者及び関係事務担当官のみが知り得る情報であるとされ、たとえ同じ職場に勤務する

職員であっても知ることができないものとされている。

イ 本件対象文書の情報公開法第5条第1号本文該当性

情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては不開示情報に該当すると規定している。

そして、本件対象文書には、前記2で述べたように、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分に関する情報が、当該被処分者の氏名（ふりがな）、所属、官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

ア 会計検査院における懲戒処分の公表

人事院は、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年11月10日総参－786人事院事務総長発。以下「指針」という。）を発出し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。指針においては、「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」又は「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」のいずれかに該当する懲戒処分を公表対象とし、公表する内容としては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとしている。各府省等においては、指針を踏まえて懲戒処分の適正な公表に努めるとされており、その取扱いは会計検査院においても同様である。

イ 本件不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件対象文書に係る懲戒処分は、職務に関連しない行為に係る戒告であり、指針において公表対象とされている懲戒処分に該当するものではなく、現に会計検査院においても公表していないものであ

り、今後も公にする予定がないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

(3) 情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ロに該当しないものと認められる。

(4) 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ハは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、被処分者が公務員であっても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ハに規定する情報に該当しないものと認められる。

(5) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否

情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象文書に記載された情報のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」及び「級及び号俸」欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当すると認められ、これを部分開示することはできない。

また、「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」及び「処分説明書交付日」欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報並びに「処分の理由」欄に記録されている非違行為の行われた事実に関する情報のうち本件処分において不開示とされた情報は、懲戒処分に係る事案に関する日時、場所、被処分者が行った行為の内容等に係る詳細かつ具体的な情報であり、これらを公にした場合、当該被処分者の所属部課等の同僚・知人等当該非違行為に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かり

となり、その結果、特定の個人が識別され、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件対象文書の一部を不開示とした決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 6月11日 諮問書の收受
- ② 同年12月15日 審議
- ③ 令和3年 1月25日 諮問庁から意見書を收受
- ④ 同年 3月 8日 審議
- ⑤ 同年 6月 3日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 8月23日 審議
- ⑦ 同年11月11日 審議
- ⑧ 令和4年 1月17日 審議
- ⑨ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、2年2月に本件開示請求を受けた人事院事務総局職員福祉局長が、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定した上で、同年2月に処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、2年3月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、同年4月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、諮問庁は、同年6月に当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書及び本件不開示部分について

懲戒処分は、国家公務員（職員）において、国家公務員法第82条第1項各号に規定する非違行為があったときに、当該職員に科せられる行政上の制裁であり、免職、停職、減給及び戒告の各処分がある。本件対象文書

を見分したところ、懲戒処分は、戒告1件であることが認められる。

本件対象文書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、処分の内容、理由等を通知するために、国家公務員法第89条第1項に基づき、処分の事由を記載して、処分を行う者から被処分者に対して交付された処分説明書の写しであり、その様式は、人事院様式において定められているものである。

本件対象文書は、①当該処分に対する審査請求について説明した「(教示)」欄のほか、②処分を行う者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名(ふりがな)、官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

処分庁は、「2 被処分者」欄のうち、所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報、また、「3 処分の内容」欄のうち、処分発令日、処分効力発生日及び処分説明書交付日の日付(月日)並びに処分の理由の記載の一部について、情報公開法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分に関する情報が、当該被処分者の氏名(ふりがな)、所属部課の名称、官職の名称等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書該当性について

ア 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討すると、会計検査院における懲戒処分の公表については、指針に基づき取り扱うこととされ、「戒告」の事案は、指針に照らすと、職務に関連しない行為に係るものであることから、公表対象ではない。したがって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書ロ及びハ該当性について

情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当するとは認められない。

また、情報公開法第5条第1号ただし書に該当性について検討すると、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に係る部分が含まれているとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について

ア 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分のうち、所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報については、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、部分開示をする余地はない。

イ 次に、本件不開示部分のうち、処分発令日、処分効力発生日及び処分説明書交付日の日付（月日）並びに処分の理由に記載されている非違行為の行われた事実に関する情報の一部については、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、特定の個人が識別され、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、これを部分開示することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和３年（個）諮問第１号

事 件 名：本人が特定日に会計検査院長宛てに提出した特定官署に係る文書等に記載された保有個人情報の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和　３年　３月３０日

答申番号：答申（個）第９号

答 申 日：令和　４年　３月　９日

答申書

第１ 審査会の結論

本人が特定日に会計検査院長宛てに提出した特定官署に係る文書等に記載された保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「個人情報保護法」という。）第１２条第１項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和２年１２月２２日付け２０普第２７７号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、保有個人情報の開示請求を住民票のコピーを添付して、A省庁から保有個人情報の開示をする旨の決定を受け、資料もいただいた。

また、昨年、B省庁からも２回程、住民票のコピーで決定していただき、資料をいただいた。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求に係る処分等

審査請求人は、処分庁に対し、２年１１月１６日付けで開示請求書を送付して開示請求を行った。

個人情報保護法第１３条第２項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５４８号。以下「施行令」という。）第１４条第２項において、開示請求書を行政機関の長に送付して保有個人情報の開示請求をする場合に、開示請求に係る保有個人情報

の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）として、運転免許証等の書類を複写機により複写したものに加え、住民票の写しなどの書類を提出することとされている。

しかし、審査請求人は、本人確認書類として、運転免許証を複写機により複写したもののほか、住民票の写しではなく、住民票の写しを複写機により複写したものを提出していた。

処分庁は、施行令第14条第2項に規定する本人確認書類が提出されていないことから、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し2年11月20日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、「住民票については謄本（役所が発行した現物であって、開示請求する日前30日以内に作成されたもの）が必要となりますので送付願います。」などと開示請求書の補正の求めを行った。これに対し、審査請求人は、2年11月25日付けで、住民票の写しを「提出する気はありません」などと文書により処分庁に回答し、住民票の写しは提出されなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し2年11月27日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、「住民票については『写し』（役所が発行した現物であって、開示請求する日前30日以内に作成されたもの。複写機により複写したものは不可）が必要となりますので送付願います。」などと再度依頼するとともに、指定の期日までに住民票の写しが提出されなかった場合には形式上の不備による不開示決定を行うことになる旨を伝えた。これに対し、審査請求人は、2年12月2日付けで「私は住民票のコピーで良いと思っています。」などと文書により処分庁に回答し、住民票の写しは提出されなかった。

上記のとおり、処分庁は、審査請求人に対して二度に渡り住民票の写しを提出するよう依頼したにもかかわらず、審査請求人から指定の期日までに本人確認書類が提出されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（令和2年12月22日付け20普第277号）。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の不開示決定を不服とし、3年3月12日付けで審査請求を提起した。

2 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本人確認書類の提出について

個人情報保護法第13条第2項において、開示請求者は、本人確認書

類を提示し、又は提出しなければならないと規定されている。そして、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」（平成29年5月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室。以下「手引」という。）において、本人確認書類として施行令第14条第2項に規定されている①運転免許証等を複写したもの（同条第2項第1号）及び②開示請求者の住民票の写しその他その者が同条第2項第1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの（同条第2項第2号）の両方の送付が必要であるとされているほか、住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められないとされている。

また、施行令第14条第2項第2号には、住民票の写し以外に「その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類」の提出も認められているが、手引によれば、この規定の適用がある場合とは、「災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合」とされている。

しかし、審査請求人から提出された本人確認書類は住民票の写しではなく、また、住民票の写しを複写機により複写したものを提出していることから、やむを得ない理由により住民票の写しが送付できないとは考えられず、さらに、住民票の写しを複写機により複写したものに記載された住所と開示請求書記載の住所が一致していることから、住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所が異なるとは考えられない。

したがって、審査請求人から提出された住民票の写しを複写機により複写したものは、施行令第14条第2項第2号に規定する書類には該当せず、本件開示請求においては、個人情報保護法及び施行令に規定する本人確認書類が提出されていない。

(2) 本件開示請求に対する処分庁の対応

前記1(1)及び2(1)に記載のとおり、審査請求人から住民票の写しが提出されなかったため、処分庁は住民票の写しを提出するよう二度に渡り補正の求めを行ったものの、審査請求人はいずれの補正の求めに対しても住民票の写しの提出を拒否したことから、本件開示請求書には形式

上の不備があると認め、不開示決定を行った処分庁の対応は、個人情報保護法及び施行令に基づく適正なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求書に形式上の不備があると認め、不開示とした本件開示請求に係る本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 3月30日 諮問書の收受
- ② 同年 7月19日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年11月11日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 令和4年 1月17日 審議
- ⑤ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

個人情報保護法第13条第2項に基づき、開示請求をする者は、開示請求を行うに当たり、政令で定めるところにより、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならないこととされている。

そして、施行令第14条第1項及び第2項によれば、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、①開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの、又は②上記①の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類、のいずれかを複写機により複写したものに加えて、その者の住民票の写しその他その者が上記①又は②の書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたものを行政機関の長に提出しなければならないことなどとされている。

このことは、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合、運転免許証等の原本の送付を求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした一方で、住民票の写し（30日以内に作

成されたものに限る。)などを併せて提出させることとして、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強しているものと解される。

しかし、当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書等について確認したところ、本人確認書類については、運転免許証を複写機により複写したものと住民票の写しを複写機により複写したとされるものが提出されていて、住民票の写しは提出されておらず、処分庁による住民票の写しの提出を求める旨の補正の求めにも、審査請求人は住民票の写しを提出する意思はないと文書で回答して応じていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて住民票の写しの提出を求める補正の求めを2回行っており、これは個人情報保護法第13条第3項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、過去に他の行政機関に対する開示請求において、住民票の写しを複写したもので保有個人情報の開示決定を受けたことがある旨主張しているが、本件開示請求において、処分庁は法令にのっとりた手続等を行っており、当審査会の上記判断が左右されるものではない。

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43
平成20年度	46	10	56
平成21年度	27	10	37
平成22年度	16	4	20
平成23年度	40	2	42
平成24年度	55	2	57
平成25年度	80	2	82
平成26年度	29	8	37
平成27年度	48	2	50
平成28年度	30	7	37
平成29年度	111	16	127
平成30年度	31	2	33
令和元年度	41	5	46
令和2年度	72	7	79
令和3年度	85	7	92

(注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案はいずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。

(参考) 令和3年度月別内訳

(単位：件)

月	開示請求	移送受	計
令和3年4月	13	0	13
5月	1	1	2
6月	12	1	13
7月	3	0	3
8月	6	0	6
9月	4	1	5
10月	2	0	2
11月	24	2	26
12月	4	0	4
令和4年1月	11	0	11
2月	1	0	1
3月	4	2	6
計	85	7	92

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	17	0	17
平成23年度	2	0	2
平成24年度	1	0	1
平成25年度	7	0	7
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	2	0	2
令和3年度	2	0	2

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 令和3年度月別内訳

(単位：件)

月	開示請求	移送受	計
令和3年4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	1	0	1
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
令和4年1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	1	0	1
計	2	0	2

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14
平成20年度	70	62	7	0	1
平成21年度	38	28	2	0	8
平成22年度	28	25	2	0	1
平成23年度	43	42	1	0	0
平成24年度	57	30	0	1	26
平成25年度	108	104	2	0	2
平成26年度	39	34	0	5	0
平成27年度	50	46	0	4	0
平成28年度	37	9	4	23	1
平成29年度	128	109	12	4	3
平成30年度	36	27	2	7	0
令和元年度	46	38	0	8	0
令和2年度	79	64	2	6	7
令和3年度	99	70	4	11	14

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8
平成20年度	10	10	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	21	21	0	0	0
平成23年度	2	2	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0	0
平成25年度	7	3	0	0	4
平成26年度	4	4	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	2	0	0	1	1

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開示	部分開示			不開示 情報	不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
平成20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
平成21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
平成22年度	2	16	7	25	18	0	0	5
平成23年度	0	15	7	22	17	2	1	2
平成24年度	7	21	3	31	21	3	0	0
平成25年度	14	28	6	48	31	2	1	0
平成26年度	6	9	9	24	16	1	2	0
平成27年度	8	17	1	26	17	1	0	0
平成28年度	3	3	3	9	5	0	0	1
平成29年度	6	28	16	50	34	8	2	0
平成30年度	3	9	12	24	13	5	3	0
令和元年度	5	12	10	27	15	5	3	0
令和2年度	4	16	15	35	24	6	2	0
令和3年度	6	17	21	44	21	12	4	1

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。

2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

(参考) 令和3年度四半期月別内訳

(単位: 件)

四半期	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
令和3年4～6月期	4	8	4	16	9	3	0	0
7～9月期	1	2	12	15	2	8	3	1
10月～12月期	1	2	5	8	5	1	1	0
令和4年1～3月期	0	5	0	5	5	0	0	0
計	6	17	21	44	21	12	4	1

(注) 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉

(単位: 件)

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	11	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成26年度	0	1	0	1	1	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	2	2	0	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1通につき1件とする。
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28
平成20年度	34	10	4	48
平成21年度	15	1	3	19
平成22年度	13	6	6	25
平成23年度	16	5	1	22
平成24年度	14	4	13	31
平成25年度	8	20	20	48
平成26年度	16	6	2	24
平成27年度	24	2	0	26
平成28年度	7	1	1	9
平成29年度	22	5	23	50
平成30年度	14	4	6	24
令和元年度	18	4	5	27
令和2年度	29	4	2	35
令和3年度	26	11	7	44

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	11	0	0	11
平成23年度	2	0	0	2
平成24年度	1	0	0	1
平成25年度	1	0	0	1
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1通につき1件とする。

2 「延長(30日)」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 審査請求、裁決及び訴訟の状況

表5 審査請求の状況

(情報公開関係)

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9
平成20年度	15	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3
平成24年度	7	0	0	2	0	0	5
平成25年度	7	0	0	1	0	0	6
平成26年度	10	1	2	3	0	0	4
平成27年度	4	0	3	1	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	3	0	0	0	0	1	2
令和元年度	4	0	0	1	0	0	3
令和2年度	4	0	0	1	0	0	3
令和3年度	4	0	3	0	0	0	1

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、処理方針・諮問の可否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	10	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	1	0	0	0	1
平成24年度	1	0	1	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0	0	1	1
令和3年度	1	0	1	0	0	0	0

- (注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
 2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
			平成13年度	10	1		
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7
平成20年度	13	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0
平成23年度	3	1	0	0	1	0	2
平成24年度	7	3	0	3	0	0	4
平成25年度	6	0	0	0	0	0	6
平成26年度	9	5	0	3	2	0	4
平成27年度	4	4	0	1	3	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	2	0	0	0	0	0	2
令和元年度	4	1	0	1	0	0	3
令和2年度	4	1	0	1	0	0	3
令和3年度	4	3	0	0	3	0	1

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
			平成17年度	0	0		
平成18年度	0	0	0	0	0	0	
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	1	0	0	1	0	1
平成24年度	1	1	0	0	1	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	1	0	0	0	0	0	1
令和3年度	1	1	0	0	1	0	0

(注) 1 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表7 審査請求に対する裁決の状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの				
		認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異なる裁決を行ったもの	
平成13年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成14年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
平成15年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成16年度	10	0	0	0	10	6	0	4	0
平成17年度	10	4	0	4	6	4	0	2	0
平成18年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
平成19年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成20年度	8	0	0	0	8	8	0	0	0
平成21年度	8	0	0	0	8	4	0	4	0
平成22年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	2	0	0	0	2	0	0	2	0
平成25年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
平成26年度	6	1	0	1	5	2	0	3	0
平成27年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和2年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和3年度	3	0	0	0	3	3	0	0	0

(注) 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものである。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行った もの				
		認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異 なる裁決を行 ったもの	
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	10	4	0	4	6	6	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0

(注) 1 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

○ 訴訟の状況

情報公開、個人情報保護関係とも該当なし

3 委員の推移

第8期審査会委員（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

会長	杉山治樹	公証人
会長代理	堀江正之	日本大学商学部教授
委員	飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

第7期審査会委員（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

会長	吉田広司	公証人
会長代理	堀江正之	日本大学商学部教授
委員	飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成31年4月11日

第6期審査会委員（平成28年4月1日～31年3月31日）

会長	吉田広司	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委員	石津寿恵	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成28年4月25日

第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会長	山舗弥一郎	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委員	大塚成男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成25年4月23日

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会長	小木曾国隆	公証人
会長代理	早坂禎子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委員	大塚成男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会長	小木曾国隆	公証人
会長代理	河野正男	中央大学経済学部教授
委員	早坂禎子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利 矢 子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-3581-3251 (代表)